

野澤組規程第十一号

利用規約の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年六月八日

野澤組 代表 野澤

利用規約の一部を改正する規程

利用規約（令和五年野澤組規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第十二条 野澤組は、本サービスに関してユーザーに生じた損害について、野澤組の故意又は重大な過失による場合を除き、賠償する責任を負わない。 2 野澤組が損害を賠償する責任を負う場合であっても、その賠償の範囲は、<u>現実に生じた通常の損害（特別の事情から生じた損害、逸失利益及びデータの滅失による損害を除く。）</u>に限り、かつ、損害が生じた時から遡って過去十二箇月間にユーザーが野澤組に支払った対価の総額を上限とする。 3 <u>この条の規定は、野澤組とユーザーとの間の契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合において、同法その他の強行法規に反する限度において、適用しない。</u>	第十二条 野澤組は、本サービスに関してユーザーに生じた損害について、野澤組の故意又は重大な過失による場合を除き、賠償する責任を負わない。 2 野澤組が損害を賠償する責任を負う場合であっても、その賠償の範囲は、損害が生じた時から遡って過去十二箇月間にユーザーが野澤組に支払った対価の総額を上限とする。

（傍線部分は改正部分）

（注）この表は、改正の記録に在る項の文掲げる。号及び条の見出しの改正は、末尾の参考（改正の要旨）による。

附 則

この規約は、令和八年六月十日正午（日本標準時）から施行する。

（参考）改正の要旨

免責の範囲に関する規定を明確化した。

